

高校生・大学生のキャリア形成に関する

国際比較研究が教えたこと（2）

2-4. 質問紙の作成

質問紙の作成では、大きくは3つのことを上げておきたい。

1つは、職業観をはかる目的変数の構成（中身）である。とりあげる国にもよるが、内外の先行諸研究では概してアメリカの研究（尺度）の延長、あるいはそのままという傾向が強い。Spranger, E.の生活形式の6パターン¹、Rosenberg, M.の10尺度²、Super, D. E.の15尺度³など、欧米人価値尺度では、国際比較という点では包みきれない側面が多々存在するという疑問があった。それらを含めつつ、後にSchein, E.がキャリア・アンカーの1つとして付け加える事になるが、日本的と思えるような尾高邦雄が力説した奉仕的職業観（職業の倫理 1970）、中国的と仮定しうるリーダー志向や集团的価値志向、イスラム的あるいはキリスト教的とも思える宗教的価値との調和志向などである。これらを踏まえ、さらにNHK放送文化研究所の労働観の10尺度⁴も参考にして、探索的な因子分析を行うことを前提に30項目の尺度構成をした。そのうち、宗教的価値に関わる3項目が研究遂行上大問題を引き起こすことになった。

2つ目は、その質問紙の各国語への翻訳という難題がある。まず、日本語原案を複数の専門家で確定させる。それを代表者が英訳と独訳の案を作る。中国語、韓国語、インドネシア語は身近の留学生や同国語ができる教員研究者に翻訳・修正してもらう。英・独語は現地の複数の研究者に送り、抜本的に修正してもらう、独語の場合はドイツ在住の日本人にもチェックしてもらう。中・韓・インドネシア語については戻ってきたものを再度同国人の現地研究者等に見てもらい、最終案を決定する。こういう手順である。

それでも、以下のように「職業観形成」という訳語からして微妙な違いが生ずる。それでも、質問項目にズレがなければ、現地の状況を尊重し、その訳語に従うことになる（例えば下記アメリカでのアンケート調査の標題）。

日本語 高校生の職業観形成に関する国際比較アンケート調査

韓国語 고등학생의 직업관형성 에 관한 국제비교 설문조사

- 中国語 关于高中生职业观形成的国际比较的问卷调查
- ドイツ語 Fragebogen für Internationale Vergleichung über die
Entwicklung der Berufsanschauung für Oberschüler
- 英語 International Questionnaire concerning Vocational Choice and
Values of High School Student
- インドネシア語 KUESIONER STUDI PERBANDINGAN
INTERNASIONAL TENTANG PEMBENTUKAN
KESADARAN BERKARIR SISWA SEKOLAH MENENGAH

これらのやりとりを通じて英語やドイツ語の勉強をし直すことになる。

2-5. 実施過程で配慮すべきこと

2-5-1. 困ってしまったアメリカの大学の Review Board への申請・受講

3つ目は、このような調査計画や質問項目の学術的、倫理的妥当性のチェックについてである。このプロジェクトを始めた頃は、研究倫理の研修や倫理審査はまだ一般的ではなかった。筆者の場合、「アメリカで人間行動に関わる調査をするなら、外国人であっても倫理審査を受け、研修の受講とテストの受審をしなければならない」ということで、現地の協力研究者が所属していたオハイオ州立大学の Review Board の審査、研修・テストを受けることになった。

現地の同僚と何度もやりとりをし、Protocol を完成させ、ゴー・サインが出たら、すぐに研修に取り組みねばならない。その同僚は「1 モジュール 20 分くらいでできる」(全 15) と伝えてきたが、実際はいくつもの参考文献にも目を通さねば、クイズと称する簡単なテストに対応できないので、結局、科研の期間が開始されていた段階の 2010 年 2 月の一月をかけることになった。

英語での倫理問題の学習には手を焼いたが、Protocol 審査で、この研究の狙いの 1 つであった、宗教的価値との関連に関する項目 (当初 2 項目) の調査が許されなかったことには、ほんとうに困ってしまった。研究グループの一人であった清水和秋さん (関西大学) のアドバイスもあって、他の 5 か国での質問紙は 30 項目のままにし、アメリカ版だけ当該項目を空白にして実施し、データは 5 か国 30 項目バージョンと 6 か国 28 項目バージョンに分けることにした。

2-5-2. 研究倫理の遵守事項 : Belmont Report

関連して、アメリカの研究倫理原則・内容について敷衍しておきたい。アメリカにおける研究倫理は、第 2 次大戦中のナチスの人体実験やその後のアメリ

カにおける非人道的実験への反省に立って、1974年の全米研究法⁵と1979年のベルモント報告⁶を通じて、基本的倫理原則の提案と各研究機関におけるレビュー機構・内容の詳細の確立が促されたことに由来する。研究遂行上配慮すべき（配慮した）倫理的事柄が実に多い。以下、要約風に示しておく。

① レビューの対象

日常業務の延長に関わる研究調査であれば免除されることがある（公的業務、既存データの加工に関するもの等以外はレビューの対象）が、それ以外の医学や人間行動に関する研究はすべてレビューの対象となる。

② 基本的倫理原則

・個人の尊厳の遵守。具体的には個人情報保護（個人が同定できないような配慮義務、解答用紙の保存上の配慮など）
・少しでもリスク・苦痛を与えないという精神（"No more, less than minimal risk"）に立った人権尊重の調査研究（短時間の調査、理解できる内容の調査など）
・監獄における調査に代表されるような、強制的な雰囲気で行ってはならないこと
・調査参加者に Benefit（調査の学術的意義とその還元及び適切な協力謝品）の提供
・データ開示請求権・途中撤退権の保証、等。

③ 応用的事項

・調査時のブリーフィング
・18歳以下の場合には本人の同意（assent）書だけでなく親の許可（Permission）書
・分析後のデータ処理（破壊）
・レビュー機関自体のレビュー受審等

注記

1. Spranger, E. (1914,1921) *Lebensformen, Geisteswissenschaftliche Psychologie und Ethik der Persönlichkeit*, Halle.
2. Rosenberg, M. (1957) *Occupations and Values*, Glencoe.
3. Super, D. E. (1970) *Work Values Inventory*, Boston.
4. NHK放送文化研究所（2004）現代日本の意識構造 第6版,第2刷, 東京.
5. The National Research Act, *Pub. L.* 93-348.
6. Office of Secretary Ethical Principles and Guidelines for the Protection of Human Subjects of Research, The National Commission for the Protection of Human Subjects of Biomedical and Behavioral Research, (1979) *The Belmont Report*.

（岡山理科大学 寺田盛紀）